

イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) の検討経緯と概要について

令和6年2月14日

経済産業省

産業技術環境局

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の検討経緯

■ 検討経緯

令和5年

- 4月26日 経済産業省「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」キックオフ
- 5月下旬 経済産業省 海外調査を実施（イギリス、フランス、オランダ）
- 6月9日 「知的財産推進計画2023」知的財産戦略本部 決定（※1）
- 6月16日 「経済財政運営と改革の基本方針2023」閣議決定（※2）
「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版」閣議決定（※3）
- 7月31日 経済産業省「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」中間とりまとめ公表
- 8月31日 税制改正要望
- 9月27日 新しい資本主義実現会議での総理発言（※4）
- 10月23日 第212回 臨時国会における総理所信表明演説（※5）
- 11月2日 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」閣議決定（※6）
- 12月14日 与党 令和6年度税制改正大綱 決定
- 12月22日 政府 令和6年度税制改正大綱 閣議決定

(参考) イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) の政策的な位置づけ

(※1) 知的財産推進計画2023 (令和5年6月9日 決定)

4. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

知財の創出等を促し我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する観点から、民間企業による知財の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策の在り方について、引き続き検討を進める。

(※2) 経済財政運営と改革の基本方針2023 (令和5年6月16日 閣議決定)

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(1) 官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化

… (略) …さらに、知的財産の創出等を促し、我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する⁸。

(以下、脚注)

8 民間企業による知的財産の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策の在り方について、引き続き検討を進める。

(※3) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版 (令和5年6月16日 閣議決定)

(3) 横断的環境整備

①イノベーション環境・インフラの整備 利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする観点から、海外と比べて遜色なく知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すための税制面の検討や、通信やコンピューティング基盤など次世代の付加価値を創造する基盤設備への投資を含めた、イノベーション環境の整備を図る。

(※4) 新しい資本主義実現会議での総理発言 (令和5年9月27日)

そして、国内投資促進については、第1に、米国等の税制措置も参考に、蓄電池、電気自動車、半導体など戦略分野の国内投資について、新たな減税制度を創設するなど、成長力の強化に資する減税の実施を図ります。

第2に、特許権等の知的財産から生じる所得に関して減税を行う、イノベーションボックス税制の創設を図ります。

(※5) 第212回 臨時国会における総理所信表明演説 (令和5年10月23日)

さらに、賃上げ税制を強化するための減税措置や、戦略物資について初期投資だけでなく投資全体の予見可能性を向上させる過去に例のない投資減税、特許などの所得に関する新たな減税制度、人手不足に苦しむ中堅・中小企業の省力化投資に対する補助制度をはじめ、抜本的な供給力強化のための措置を講じていきます。

(※6) デフレ完全脱却のための総合経済対策 (令和5年11月2日 閣議決定)

我が国においても、海外と比べて遜色なく民間による無形資産投資を後押しする観点から、国内で自ら研究開発した特許権等の知的財産から生じる所得に対して優遇するイノベーションボックス税制を創設する。

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設

新設

(法人税・法人住民税・事業税)

- イノベーションの国際競争が激化する中、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的として、特許やソフトウェア等の知財から生じる所得に減税措置を適用するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）を創設する。
- 2000年代から欧州各国で導入が始まり、直近ではシンガポールやインド、香港といったアジア諸国でも導入・検討が進展。

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）のイメージ

- : 課税所得全体
- : 本税制の対象となる所得

(※1) 産業競争力強化法において新設する規定により確認。



<各国の導入状況 (※2) (括弧内は導入年数)>

フランス (2001)、ベルギー (2007)、オランダ (2007)、中国 (2008)、スイス (2011)、イギリス (2013)、韓国 (※3) (2014)、アイルランド (2016)、インド (2017)、イスラエル (2017)、シンガポール (2018)、香港 (2024目標)、オーストラリア (検討中)

(※2) 米国には、無形資産由来の所得に係る制度として、FDII、GILTIが存在

(※3) 韓国では中小企業を対象とした制度

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の概要

- 措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- 所得控除率：30%
- 所得控除額算定式

$$\text{所得控除額} = \text{制度対象所得} \times \frac{\text{知財開発のための適格支出}}{\text{知財開発のための支出総額}} \times \text{所得控除率(30\%)}$$

知財由来の所得

①対象となる知的財産の範囲

- 特許権
- AI関連のソフトウェアの著作権
(令和6年4月1日以降に取得したもの)

②対象となる所得の範囲

- 知財のライセンス所得 (子会社等からのライセンス所得を除く)
- 知財の譲渡所得 (子会社等及び海外からの譲渡所得を除く)

③自己創出比率の計算方法

- 企業が主に「国内で」、「自ら」行った研究開発の割合

※ 本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。

■今後の動き ※予定

令和6年

～3月

～6月

順次

租税特別措置法の改正
産業競争力強化法の改正
実施省令・告示の整備
ガイドラインの整備

・ライセンス等に含まれる知財が制度対象知財であること
・当該知財が、企業自ら国内で創出したものであること 等を経済産業省が確認

令和7年

4月1日

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）施行

(参考) 研究開発税制とイノベーション拠点税制との関係

- 研究開発税制は、研究開発の不確実性のリスクを軽減し研究開発投資を促進するもの。
 - その上で、イノベーション拠点税制は、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を一層促すもの。
- ➡ 研究開発投資の促進と無形資産投資の促進の両輪でイノベーションを推進することが必要。

